

# 島根県病院事業中期計画 2015

平成27年3月  
島根県病院局



# 目 次

I	計画の策定趣旨	1
1	計画改定の背景及び経緯	1
2	本計画の位置づけ	1
3	計画の期間	1
II	病院運営の基本方針	2
1	県立病院の果たす役割等	2
2	計画の重点項目	2
(1)	医療機能の充実と政策医療の推進	2
(2)	地域医療への支援強化	2
(3)	職員の育成・確保	3
3	病院の運営体制等	3
(1)	運営体制のあり方	3
1)	簡素で効率的な組織運営	3
2)	組織運営の基本的な考え方	3
(2)	自立的経営の推進と一般会計負担のあり方	4
(3)	民間委託や協働の推進	4
III	病院運営の具体的取組	6
1	各病院の取組	6
◆	中央病院	
(1)	医療機能の充実と政策医療の推進	6
1)	5疾病5事業を中心とした医療機能の充実・強化	6
①	救命救急医療	6
②	がん治療、緩和ケア機能	6
③	周産期、新生児医療機能	7
④	看護体制の強化	7
⑤	急性期型病院としての機能の特化	8
⑥	チーム医療の推進	8
⑦	薬剤管理指導及び病棟薬剤業務の充実	8
⑧	外来・入院業務のシームレスな連携	8
⑨	災害時の医療提供体制の強化	8
⑩	その他の医療機能	9
2)	安心・安全な医療の提供	9
①	医療安全体制の充実	9
②	医療情報管理体制の充実及び電子カルテシステム(IIMS)の更新整備	10
③	日本医療機能評価機構による病院機能評価への対応	10
3)	情報提供とサービスの向上	10
①	臨床評価指標の可視化による診療実績の積極的な情報提供	10

②広報機能の充実	10
③医療相談体制の充実	10
④病院ボランティアとの連携	11
(2) 地域医療への支援強化	11
1) まめネットの普及促進	11
2) ドクターヘリ・防災ヘリの活用	11
3) しまね地域医療支援センターへの協力	11
4) 地域医療支援病院の承認	11
5) 地域の医療関係機関との連携強化	11
(3) 職員の育成・確保	12
1) 臨床研修体制の充実	12
2) 職員研修等の充実	12
3) 勤務環境の充実	12
4) 院内保育所の充実	13
(4) 自立的経営の推進	13
1) 収益確保対策	13
①医業収益の確保	13
②個人の医業未収金にかかる適切な債権管理	13
③未利用財産の売り払い	14
④一般会計負担金の確保	14
⑤効果的な資金運用	14
2) 費用節減対策	14
①効率的な契約の推進	14
②後発医薬品の導入	14
③光熱水費等の削減	14
④経費の可視化及び適正管理	15
3) 官民協働による良質な医療を提供する病院づくり	15
①委託業務調整連絡会の運営	15
②統合物流の推進	15
③適切な業務委託	15
4) 適切な資産管理	15
①機器の管理	15
②建物・設備等の保全管理	16
5) 職員の経営参画意識の向上	16
◆こころの医療センター	
(1) 医療機能の充実と政策医療の推進	16
1) 医療機能の充実・強化	16
①急性期治療体制の確立	16
②総合リハビリテーション機能の強化	16
③専門的医療の充実	16

④精神科救急医療機能の充実	17
⑤医療観察法への対応	17
⑥災害への対応	17
⑦その他の医療機能	17
2) 安全で効率的な医療の提供	17
①効率的な医療の提供とチーム医療の推進	17
②医療安全体制の充実	18
③包括的暴力防止プログラム（CVPPP）の推進	18
④医療機能評価の受審	18
3) 患者サービスの向上	18
①患者対応の向上	18
②医療相談体制の充実	18
③薬剤業務の充実	18
④広報機能の充実	18
⑤クレジットカード決済の導入	18
(2) 地域医療への支援強化	19
1) 子どもの心の診療ネットワーク事業拠点病院の取組	19
2) 地域の精神科医療への支援	19
(3) 職員の育成・確保	19
1) 職員の人材確保と研修等の充実	19
2) 勤務環境の改善	19
3) 医療従事者の教育・研修機能の充実	19
(4) 病棟機能のあり方検討	20
(5) 自立的経営の推進	20
1) 収益確保対策	20
①患者数の確保	20
②診療単価の確保	20
③個人の医業未収金にかかる適切な債権管理	20
2) 費用節減対策	20
①経費の節減等	20
②後発医薬品の導入推進	21
3) 職員の意識改革	21
2 病院の運営体制等に関わる取組	22
(1) 経営目標	22
1) 中央病院	22
2) こころの医療センター	22
(2) 定員管理の考え方	22
(3) 適正な給与水準の確保	23
(4) 県民への情報提供	23
1) 診療に関する情報	23
2) 経営状況に関する情報	23

IV	事業計画	23
1	中期財政収支計画及び中期経営指標	23
(1)	中央病院 中期財政収支計画	24
1)	収益的収支	24
2)	資本的収支	24
3)	単年度資金収支	24
4)	期末現金預金残高	25
5)	病院事業債残高	25
6)	設備投資計画	25
(2)	中央病院 中期経営指標	25
(3)	こころの医療センター 中期財政収支計画	26
1)	収益的収支	26
2)	資本的収支	26
3)	単年度資金収支	26
4)	期末現金預金残高	27
5)	病院事業債残高	27
6)	設備投資計画	27
(4)	こころの医療センター 中期経営指標	27
2	定員管理に関する計画	28
V	進行管理	28
1	計画の推進体制	28
2	計画達成状況の公表時期	28
(1)	平成27年度～平成28年度の計画	28
(2)	平成29年度～平成30年度の計画	28
3	計画達成状況の公表方法	28

## I 計画の策定趣旨

### 1 計画改定の背景及び経緯

県立病院においては、平成19年4月から地方公営企業法の全部適用に移行するとともに、「病院事業中期計画」を策定し、職員一丸となって様々な経営改善方策に取り組むことにより、「安全で質の高い医療」を提供するとともに、安定して単年度資金収支の黒字を継続するなど、医療面・経営面において着実に成果を上げてきました。

一方で、全国的な地方の医師・看護師不足による地域医療崩壊の懸念など厳しい医療情勢の中、県立病院も例外なく様々な課題に対して、より一層適切かつ機敏に対応していくことが求められています。

さらに、平成26年6月に成立した医療介護総合確保推進法（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律）の段階的な施行により、病院・病床機能の分化・連携促進による医療費の効率化が求められる状況となっており、消費税率の段階的引き上げ（H26～8%、H29～10%）による病院負担の拡大の問題と併せて、病院事業を取り巻く環境は、今後ますます厳しさを増す状況となっています。

こうした状況の中、島根県病院局では、「良質な医療の提供」、「経営基盤の確立の推進」に取り組むことにより、引き続き、県立病院の使命と役割を着実に果たしていくため、現行の中期計画を見直し、新たな経営目標や収支計画を盛り込んだ「病院事業中期計画2015」を策定しました。

### 2 本計画の位置づけ

本計画は、これまでの「病院事業中期計画」を、新たな国の医療制度改革や診療報酬の改定などに対応して、中期的な視点から県立病院が今後進むべき方向性を明確にし、計画期間中の目標を盛り込んだ計画として策定するものです。

また、「公立病院改革ガイドラインについて」（平成19年12月24日付け総務省自治財政局長通知）に基づく「公立病院改革プラン」にも相当するものです。

### 3 計画の期間

平成27年度から平成30年度までの4年間の計画とします。

なお、診療報酬の改定が2年毎に実施されることから、平成29年度以降の計画は、次回の診療報酬改定が予定されている平成28年度に見直しを行います。

また、医療介護総合確保推進法の施行その他の状況によって、病院運営に大きな影響が生じると見込まれる場合は、速やかに見直しを行います。

## II 病院運営の基本方針

### 1 県立病院の果たす役割等

県立病院は、これまで全県を対象とする高次医療機能を担い、地域の医療水準を向上させる役割を担ってきました。

その基本的役割としては、県内全域をエリアとした高度・特殊・専門医療や救急医療、大規模災害、原子力防災などの医療対応等の政策医療の実施、地域医療に対する積極的な支援及び県内医療従事者の研修・研究機能を果たすことなどがあげられます。

今後とも、地域の医療機関等との連携を一層推進するとともに、経営の健全化に努め、質の高い高度医療、政策医療等を効果的、安定的に提供し、県立病院としての役割と使命を果たしてまいります。

### 2 計画の重点項目

前述の県立病院の役割を将来にわたって担っていくために、計画期間中に、  
(1) 医療機能の充実と政策医療の推進 (2) 地域医療への支援強化、(3) 職員の育成・確保を重点的に推進していきます。

#### (1) 医療機能の充実と政策医療の推進

県立病院の役割として求められている政策医療や高度・特殊・専門医療の提供に関して、新たな医療制度改革の動向や本県の医療情勢、県民の医療ニーズを踏まえた上で、政策医療担当部署とも十分な連携を図りながら、県立病院としての医療機能のあり方を絶えず見極め、中期計画等へ反映していく必要があります。

県立2病院の政策医療や高度・特殊・専門医療の充実に対する県民等の要請は大変大きいものがあり、計画期間中に経営にも配慮しながら積極的に医療機能の充実に努めていきます。

さらに、自治体病院の責任として、地域医療を守り、広く県民に安全・安心で良質な医療サービスを提供し続けていくため、これまで以上に、民間医療機関では対応が困難な医療や県立病院の役割として実施すべき医療（いわゆる「政策医療」）の推進に取り組んでいきます。

#### (2) 地域医療への支援強化

医師・看護師不足が深刻化する中、県立病院の役割として求められている政策医療や良質で高度な医療の提供を円滑に行っていくためには、地域医療への支援並びに地域医療機関との適切な役割分担による連携の強化が一層求められています。

これまでも県立病院では、県と二人三脚で「隠岐島遠隔医療支援システム」や「へき地代診医派遣制度」の実施、防災ヘリを活用した急患搬送システム、離島の精神科医療支援としての医師派遣、さらに平成23年6月のドクターヘリ導入な

ど、自治体病院として地域医療の支援に取り組んできました。

今後はさらに、県が整備した医療情報ネットワーク「しまね医療情報ネットワーク（愛称まめネット）（以下まめネットという。）」の医療機関の立場から普及を促進し、圏域内はもとより圏域外の医療機関との連携をより一層促進するとともに、三次医療機関としての機能をより効果的に発揮させていきます。

また、こころの医療センターでは、平成24年度から開始した子どもの心の診療ネットワーク事業拠点病院の取り組みをさらに進めていきます。

### **（３）職員の育成・確保**

医師、看護師、薬剤師などの医療従事者の確保が困難な状況が継続していますが、県民に提供する医療の質を確保・向上するためにも、病院職員が働きやすい環境を整備するとともに、処遇の改善、専門医・認定看護師等の資格取得支援や職員への研修機会の提供を積極的に行うなど職員にとって魅力的な職場づくりに取り組んでいきます。

また、病院の使命・役割を職員に徹底し、職員の業績や職務行動を評価することにより、職員の能力開発や職務改善につなげ、最終的には病院の社会的評価の向上に寄与するため、人事評価制度を試行しているところであり、試行結果を踏まえつつ制度の熟度を高め、本格実施を目指します。

さらに、一般行政職場との人事交流を行っている診療放射線技師等一部の医療従事職種及び事務職員については、高い専門性や病院事務に精通していることが求められることから、プロパー化や異動サイクルの長期化を検討します。

## **3 病院の運営体制等**

### **（１）運営体制のあり方**

病院を取り巻く厳しい環境のもとで、県立病院としての役割・使命を果たしながら、良質な医療サービスを将来にわたって、県民に安定的に提供していくためには、平成19年の地方公営企業法の全部適用導入時に地域医療支援の観点から

「当面、県立病院の枠組みを維持すべき」とした考え方を踏襲し、引き続き迅速かつ柔軟な対応が可能な全適体制を維持します。

#### **1) 簡素で効率的な組織運営**

病院事業管理者と病院局で本庁機能を有する本局は、引き続き中央病院内に置き、迅速かつ柔軟な意思決定が図られるよう簡素で効率的な組織運営を行っていきます。

#### **2) 組織運営の基本的な考え方**

県立病院全体の運営方針や重要事項の決定等は、病院事業管理者、病院長、病院局長等の職員で構成する「県立病院運営会議」での協議を踏まえ、病院事業管

理者が行うこととします。

また、中期計画や予算等で既に決定された方針に基づく具体的な病院運営については、基本的に病院長の権限で行えることとし、各病院の自主性に基づく運営を行っていきます。

## (2) 自立的経営の推進と一般会計負担のあり方

県立病院は地方公営企業として、公共性と経済性を両立させることが求められており、県民に対して恒常的に良質の医療を提供していくためには、安定的な経営基盤を確保する必要があります。

平成26年4月の診療報酬改定は、消費税増税分を除く実質的な改定率はマイナス1.26%となり、国の財政状況や医療制度改革の状況等から、今後の改定はさらに厳しい状況が見込まれます。

病院経営にあたっては、今後の収支を適切に見通していくことが必要となりますが、特に今後順次行われる医療制度改革に対して、県や県内医療機関と十分な連携を図りながら、迅速かつ的確に対応し、県立病院の役割・機能に応じた医業収益の確実な確保と費用の効率的な執行に努めます。

その上で、政策医療等の不採算部門等への地方公営企業法の規定の趣旨に基づく適正な一般会計負担を前提としながら、民間医療機関と同様な経営努力を行い、自立的な経営の確立に努めていきます。

そのために、民間的手法の活用や民間との協働を進めるとともに、職員一人ひとりが、医療に携わる者としてコスト意識の徹底を進め、病院職員全員が経営に参画する意識を醸成し、病院運営に意欲を持って取り組めるやりがいのある病院づくりを目指していきます。

なお、一般会計繰入金については、総務省の繰出基準に基づき、引き続き病院として担うべき政策医療や高度・特殊医療等にかかる経費について確保に努めます。

- 1) その性質上病院経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費
  - ・看護師確保養成に要する経費、救急医療確保に要する経費、へき地医療に要する経費等
- 2) 性質上能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費
  - ・周産期医療に要する経費、精神医療に要する経費、小児医療に要する経費、企業債償還に要する経費等

## (3) 民間委託や協働の推進

これまでも業務の民間委託を推進してきたところですが、今後も民間委託が適切な業務については委託するとともに、民間との協働による病院づくりを進め、

民間のノウハウを病院運営に活かし、引き続き質の高い医療の提供やサービスの向上を図ります。

また、こころの医療センターは、P F I手法による運営を開始してから7年が経過しましたが、この間の効果・課題等の検証結果を踏まえ、今後一層効率的な施設の維持管理等を行い、良質な医療の提供と患者サービスの向上を目指して、平成27年度に見直しを行います。

※P F I手法・・・公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法

### Ⅲ 病院運営の具体的取組

#### 1 各病院の取組

##### ◆中央病院

本県の現状を踏まえると、県立病院として引き続き、①急性期型病院として、県全域を対象とする高度・特殊医療、②救命救急センター、総合周産期母子医療センター等の政策医療、③地域医療連携の推進、④医療従事者の教育・研修機能等を担っていく必要があります、次のような事項等について、経営面を考慮しながら取り組んでいきます。

なお、今後の医療制度改革については、中央病院の病床機能の見直しを求められる可能性も否定できず、今後、国の動向を十分に見極め、県や県内医療機関とも十分な連携を図りながら、迅速かつ的確に対応していきます。

#### (1) 医療機能の充実と政策医療の推進

##### 1) 5疾病5事業を中心とした医療機能の充実・強化

###### ①救命救急医療

県の保健医療計画における機能分担を踏まえ、中央病院は各医療圏域で確保することが困難な三次救急機能を担っていく必要があることから、二次、三次救急を中心として担い、救命救急センター機能の維持・充実を図るとともに、医師や救急隊員等の教育指導体制の強化を図ります。

特に、平成23年6月に導入されたドクターヘリについては、基地病院としてヘリコプターによる救命救急医療に取り組んでおり、医療提供体制の充実を図ります。

###### ②がん治療、緩和ケア機能

がんが県民の疾病による死亡の最大の原因となっていることから、がん対策を総合的に推進するため「島根県がん対策推進条例」が制定されたところであり、県の基幹病院として高度・特殊医療を担う中央病院においては、放射線治療や化学療法等のがん治療の充実を図るとともに、緩和ケア体制の強化を行います。

また、地域の医療機関との診療連携や、患者さんなどに対する相談支援機能の充実を図ります。

さらに、検査が保険適用となり適用疾患も増えているPET-CTについては、がん患者に対する治療効果判定や再発の早期発見など効果的な活用を推進します。

##### ※緩和ケア・・・

生命を脅かす疾患による問題に直面している患者とその家族に対して、疾患の早期より痛み、身体的問題、心理社会的問題などに関してきちんと

した評価をおこない、それが障害とならないように予防したり対処したりすることで、クオリティー・オブ・ライフ（生活の質、生命の質）を改善するためのアプローチ

### ③周産期、新生児医療機能

県内各地で産科医、小児科（新生児科）医不足が深刻な問題になってきており、中央病院の医師の負担が大きくなっていることや、県内唯一の総合周産期母子医療センターとしての機能を果たしていく必要があることから、産科・小児科（新生児科）・麻酔等医師の体制強化を図ります。

#### ※総合周産期母子医療センター・・・

母体・胎児集中治療管理室を含む産科病棟及び新生児集中治療管理室を含む新生児病棟を備え、常時の母体及び新生児搬送受入体制を有し、合併症妊娠、重症妊娠高血圧症候群、切迫早産、胎児異常等母体又は児におけるリスクの高い妊娠に対する医療及び高度な新生児医療等の周産期医療を行うことができる医療施設

### ④看護体制の強化

医療の質や安全性の向上のため、平成21年度から一般病棟について7対1看護配置を導入したところですが、産休育休職員も増加傾向にあるなど、人員体制の十分な確保には至っていないため、2交代と3交代の選択制勤務など多様な勤務形態を導入しつつ、引き続き看護師の人員確保及び定着促進を進めます。

また、病棟における研修・指導を充実し、医療の質や安全性の向上を図ります。

なお、現在15領域18名の認定看護師については、新たな分野と複数化を図ります。また、倫理調整、教育、研究について質の向上を図るため、専門看護師の育成を進めます。

#### ※一般病棟7対1看護配置（7対1入院基本料）・・・

入院患者さん7人に対して看護師1人を配置するもので、中央病院では平成21年度から看護配置を10対1から7対1へ拡充した

#### ※認定看護師・・・

日本看護協会が認定する特定の看護分野において熟練した看護技術と知識を用いて、水準の高い看護実践のできる看護師

#### ※専門看護師・・・

特定の専門看護分野の知識・技術を深めた専門看護師を社会に送り出すことにより、保健医療福祉の発展に貢献し併せて看護学の向上をはかることを目的として日本看護協会が認めた看護師。実践、相談、調整、

倫理調整、教育、研究の6つの役割を果たすもの

#### ⑤急性期型病院としての機能の特化

急性期型病院としての機能の特化を図るため、在院日数の適正管理に努めながら、医療従事者の確保及び高度医療機器の整備充実等を図ります。

また、がんや脳卒中などの地域連携パスを活用しながら、他の医療機関との機能連携を推進し、地域での完結を目指していきます。

さらに、平成26年11月から1病棟を休止し、看護配置を重点化したところですが、今後の患者動向や医療制度改革等の状況を見極めながら、急性期病院として必要な機能を踏まえた上で、効果的な病棟再編と機能強化を推進します。

#### ⑥チーム医療の推進

個々の患者さんに適切な栄養ケアを行う栄養サポートチームや、がん疾患による様々な苦痛の予防と軽減を図る緩和ケアチーム、院内感染の予防・制御を行う感染対策チームなど、チーム医療を積極的に推進し、医療の質や安全性の向上を図ります。

また、平成25年度に院内の内部組織として設置した医療支援室によるチーム医療支援と職種横断的業務支援について、一層の充実を図ります。

※チーム医療・・・

医師をはじめ看護師や薬剤師など多種多様な医療スタッフが、各々の高い専門性を前提に、目的と情報を共有し、互いに連携・補完し合い、患者さんの状況に的確に対応した医療を提供する

#### ⑦薬剤管理指導及び病棟薬剤業務の充実

医療安全の確保の観点から、入院直後からの持参薬の確認や服薬指導など、薬剤管理指導業務及び病棟薬剤業務の充実を図ります。

#### ⑧外来・入院業務のシームレスな連携

外来から入院診療へのシームレスな連携を目的として、手術や検査のため入院する患者さんに対して外来の段階で説明やチェック等を一元的に行う「入退院サポートセンター」を平成26年5月に新設したところですが、今後、入院業務の時間帯、曜日による偏りを緩和する手法を検討します。

#### ⑨災害時の医療提供体制の強化

未曾有の大災害をもたらした東日本大震災は、基幹災害拠点病院である中央病院にとっても、停電時の診療体制の確保や物流停滞時の必要物資の確保など、

災害時の医療体制のあり方について多くの教訓を残しました。こうした教訓を踏まえ、災害時の医療提供体制の強化に努めるとともに、近県の同規模県立病院で合意した相互協力の取組を進めます。

このほか、災害時の医療提供体制の充実・強化のため、DMAT隊員のスキルアップや院内職員の災害時対応に対する意識の醸成、原子力災害が発生した場合において、二次被ばく医療機関としての役割を果たします。

※基幹災害拠点病院・・・

災害時における重症傷病者の受け入れ、広域搬送への対応、DMAT派遣等の地域の医療機関への応急用資機材の貸し出し機能を強化し、都道府県の中心的な役割を果たすもの

※二次被ばく医療機関・・・

初期被ばく医療後の被災者の全身の除染、汚染創傷の治療等を行うとともに、汚染状況及び被ばく線量の測定を行う。また、局所被ばく者等の診療を行う

※DMAT・・・

災害の急性期（概ね48時間以内）に活動できる機動性を持った、専門的な訓練を受けた災害派遣医療チーム。広域医療搬送、病院支援、域内搬送、現場活動等を主な活動とする

⑩その他の医療機能

先進諸国に比べ日本の治験は遅れていることから、新薬が使われるまでには長い期間が必要となっています。患者さんが少しでも早く安全に新薬を使うことができるよう、他施設共同研究等の大規模臨床試験について積極的に対応するなど、治験への取組の充実を図っていきます。

クリニカルパスの活用を推進することにより、患者さんにわかりやすい医療の提供に努めます。

※治験・・・

新しく開発された薬の人での有効性（効き目）や安全性（副作用）などを確認する臨床試験のことで、国から薬として承認を受けるために行うもの

※クリニカルパス・・・

疾病の処置ごとに医師や看護師、薬剤師等の医療従事者が用いるための治療計画

2) 安心・安全な医療の提供

①医療安全体制の充実

「医療倫理」、「ヒューマンエラー対策」、「患者との協働」の3つの視点で、医療安全対策を推進します。また、「患者との協働」にあたっては、医療メデイエーションの概念を導入した職員教育に努めます。

※医療メデイエーション・・・

医療メデイエーターが、当事者間の対話を促進することを通して、認知の変容を促し、納得のいく創造的な合意と関係再構築を支援するしくみ。医療メデイエーターは、当事者自身による自主的な合意形成を促進する役割で、「調停案」を提示したり、説得や評価は行わない

**②医療情報管理体制の充実及び電子カルテシステム（IIMS）の更新整備**

企画情報機能と医療情報管理の機能を統合した情報システム管理室において、カルテの質の向上、セキュリティ対策の推進、データ後利用の推進、まめネットの利用促進を図るとともに、個人情報の適正な取扱いにより、患者さんのプライバシーに配慮した医療を行います。

また、電子カルテシステムについては、平成11年に整備をして更新期を迎えつつあるプログラミング言語の変更を伴う全面更新を平成27年度から4年間で計画的に行うとともに、平成23年度に整備したシステム機器等について、平成29年度を目途に更新完了を目指して、効率的な整備を進めます。

**③日本医療機能評価機構による病院機能評価への対応**

病院機能評価については、平成25年4月から運用された新基準（3rdG: Ver1.0）に基づき、平成26年10月1日に認定を受けたところで、認定期間（5年間）の中間にあたる認定3年目（平成28年度）に書面による確認が行われることから、適切に対応します。

**3）情報提供とサービスの向上**

**①臨床評価指標の可視化による診療実績の積極的な情報提供**

臨床評価指標の構築・設定により医療内容を評価し、臨床試験（治験）・病院年報などとともにホームページ上に掲載し、診療実績に関する情報提供を行います。

**②広報機能の充実**

内容、対象、送付先、媒体などを見直し、複数ある広報機能の一元化やホームページの充実等により情報発信能力を強化するとともに、効果的な広報活動を推進する体制の強化について検討します。

**③医療相談体制の充実**

医療や福祉などの関係機関との相互理解を深めるとともに、社会福祉士の配置や研修の実施などにより医療相談員の専門性を高め、患者さんなどに対する医療相談の充実を図ります。

#### ④病院ボランティアとの連携

病院ボランティアの強みを生かした活動を通して、病院職員とともに患者さんの立場を尊重した医療を実践します。

### (2) 地域医療への支援強化

中央病院は地域医療拠点病院に指定されており、地域医療支援を病院の基本コンセプトの一つとして推進していきます。

具体的には次の取り組みを進めるとともに、へき地代診医派遣制度などにより地域医療支援を担っていきます。

#### 1) まめネットの普及促進

県が整備するしまね医療情報ネットワークについて、医療機関の立場から運営に協力し、地域の医療機関との連携の基礎となる診療情報の共有を促進します。

また、まめネットカードについて、院内に専用コーナーを設けて患者さん等への周知を行うなど、積極的な普及に努めます。

#### 2) ドクターヘリ・防災ヘリの活用

今後とも、平成23年6月に導入されたドクターヘリにより救命率の向上、後遺症の軽減を図りながら、防災ヘリを加えたヘリコプターによる救急搬送により、地域の医療提供体制の補完を図っていきます。

#### 3) しまね地域医療支援センターへの協力

平成25年3月一般社団法人化された「しまね地域医療支援センター」の運営に積極的に参加するとともに、研修受け入れ病院として協力し、医師のキャリアパス支援を行います。

#### 4) 地域医療支援病院の承認

地域医療支援病院の承認要件については、課題であった紹介率の要件を満たす見込みとなったことから、施設の共同利用等の要件整理を進め、早期申請を目指します。

#### 5) 地域の医療関係機関との連携強化

限られた医療資源を有効に活用し地域の医療提供体制を確立するためには、地域の医療関係機関との役割分担と連携強化が必要です。

地域の医療機関のニーズを十分に把握、緊密な意思疎通を図りながら、紹介・逆紹介の推進や地域の医療従事者に対する研修の充実、医療機器の共同利用やオープン病床の設置などにより、病病連携、病診連携を推進します。

※地域医療拠点病院・・・

「島根県地域医療拠点病院取扱要領」に基づき、へき地診療所等への代診医等の派遣、医療機関従事者に対する研修、遠隔診療支援等の診療支援事業が実施可能な病院を知事が指定する

※地域医療支援病院・・・

医療法に基づき、他の医療機関に対する医療機器や病床の提供による共同利用、紹介患者数の比率等、地域における医療の確保のために必要な支援に関する要件に該当する病院を知事が承認する

※オープン病床・・・

中央病院以外の医療従事者が診療、研究または、研修のために建物や設備等を利用すること

### (3) 職員の育成・確保

#### 1) 臨床研修体制の充実

初期・後期臨床研修医の確保、養成は、中央病院の医師確保や県内の医師確保の観点から極めて重要であることから、指導医の確保とともに、シミュレーター研修の充実や指導医をバックアップする事務体制等を充実し、初期・後期臨床研修医の指導体制の強化を図ります。

また、平成26年度から開始した歯科臨床研修についても、同様に体制の充実を図ります。

#### 2) 職員研修等の充実

質の高い医療を提供するためには職員の一層の資質向上を図る必要があり、また、診療報酬上の基準や各種加算等において、各種の研修受講や資格認定などが求められるようになっており、積極的な研修派遣などにより資格取得機会の拡大を図ります。

#### 3) 勤務環境の充実

人員体制を整備し、医療機能の充実・強化を図ることは、医療従事者の労働環境の改善にもつながるものであり医師や看護師等の医療従事者の確保対策の観点からも積極的に推進していきます。

業務の見直しや勤務形態の見直しなどを行い、働きがいや目標を持って働き続けたいと思う職場づくりを進めるとともに、院内従事者に対する相談支援の充実を図り、ワーク・ライフ・バランスの取り組みを進めます。

また、収支状況等も見極めながら、必要に応じて、勤務環境改善のため施設の整備充実を図ることとし、医師等医療従事者を確保していく上で不可欠な住環境の充実に努めます。

#### 4) 院内保育所の充実

医療従事者の確保や育児休業からの円滑な復職を推進するため、平成22年3月から中央病院内に院内保育所を開設し、さらに利用者の増加により平成26年3月に増築整備したところですが、引き続き職員のニーズの把握に努めながら運営の充実を図り、子育てと両立した職場づくりを推進します。

#### (4) 自立的経営の推進

病院全体、科別、部門別等の収益や費用の動向分析を行い、経営管理体制の充実を図るとともに、病院の経営状況や今後の収支見通しについて病院や委託企業の職員へ周知し、一人ひとりの経営参画意識の向上を図ります。

##### 1) 収益確保対策

###### ① 医療収益の確保

医療機能の充実を図りながら、特定集中治療室管理料2や地域医療支援病院入院診療加算などの未取得の施設基準や診療報酬改定に伴う新たな施設基準の取得に努めます。なお、平成18年4月から導入したDPCの分析・評価を実施し、適正な運用を推進するとともに、急性期医療機能のより高いと評価される「DPCⅡ群」病院の要件分析を行ながら、現行のⅢ群病院からⅡ群病院への移行に向けた取り組みを進めます。

また、診療報酬請求漏れの防止や保険請求の査定減対策を徹底することにより、収益の確保を図ります。

※DPC（診断群分類別包括評価）・・・

疾患分野及び手術、処置などの診療行為により、包括的に診療報酬を算定する制度

###### ② 個人の医療未収金にかかる適切な債権管理

個人の医療未収金については、債権の早期対応による回収率向上のため、電話や文書での催告を早期かつ定期的実施するとともに、個別訪問による納付の促進を図ります。

また、高額療養費や出産育児一時金等の各種制度について院内での周知を強化し、制度の利用を促進するとともに、クレジットカード払い制度の利用を促進し、未収金の発生抑制を図ります。

その上で、悪質な未納者に対する督促業務について法律事務所等への委託を

推進するとともに、真にやむを得えず回収が困難であると認められるものについては、基準を設けて債権を放棄し不納欠損処理を行うなど、適切な債権管理を進めます。

### ③未利用財産の売り払い

老朽化や道路の拡幅のため取り壊した宿舍の跡地について、早期の売却に努め、収益確保を図ります。

### ④一般会計負担金の確保

総務省の操出基準に基づく一般会計繰入金については、繰入額の定額化や建設改良費の計画期間中における総額設定などにより、事業執行の柔軟性や繰入額の確保を図ります。

### ⑤効果的な資金運用

現金は、原則として単年度の大口定期預金により運用していますが、国の低金利政策により利息収入が著しく低額となっていることから、大口定期預金以外の運用方法や運用期間の長期化を検討します。

## 2) 費用節減対策

材料費や委託費などについて、コスト意識をもって徹底した見直しを行い、費用節減に努めます。

### ①効率的な契約の推進

経費の削減や業務の効率化、より良質なサービス提供を目的として、総合評価方式による入札や、長期継続契約の締結を推進します。

### ②後発医薬品の導入

後発医薬品については、国がD P C病院の評価指標として示す導入率60%（数量ベース）を目標として、品目毎に普及状況や安全性等の情報を収集しながら、院内薬事委員会において適切な導入を図っていきます。

### ※後発医薬品・・・

製薬会社が開発する薬の特許期間が過ぎた後に別の製薬会社が製造する同じ成分の安価な医薬品

### ③光熱水費等の削減

職員の省エネ意識の啓発に努めるとともに、空調設備インバーターの設置、省エネ技術、省エネ機器の導入による使用電力量の削減や井戸水の活用など光熱水費の節減を図ります。

#### ④経費の可視化及び適正管理

良質な医療提供を行うための前提である健全な経営を確保するため、給与費、材料費、委託費等の経費が医業収益に占める割合の可視化や、他病院との比較等の分析を行いながら、適正管理を図ります。

### 3) 官民協働による良質な医療を提供する病院づくり

病院と委託業者が対等な立場で、質の高い医療を提供する病院を一緒に作るという目標を共有し、お互いの弱みを補いながら強みを発揮して病院運営を行う、官民協働による病院運営（統合運用）の取り組みを推進します。

統合運用の推進にあたり、病院と委託業者の代表者で構成される統合運用推進室において、病院運営に関する課題抽出、部門間の調整、業務環境整備の支援を行う体制整備を図っています。

#### ①委託業務調整連絡会の運営

病院と委託企業を構成員とする委託業務調整連絡会を設置し、委託業務に関する病院と委託企業との間の調整を行うことにより、病院運営の円滑な実施に努めます。

#### ②統合物流の推進

医薬品、診療材料等について、購入から消費に至る院内の物流を一元的に管理し、官民協働で安全管理や医療現場の業務負担の軽減、コスト縮減を進めます。

さらに、物流管理システムを活用した在庫の適正化や物品コストの削減、医薬品や診療材料について、同種同等品や使用実績のない品目を削減し、適正な採用品目数の維持を図ります。

#### ③適切な業務委託

民間の活用によりサービスの向上と経営の効率化を図ることが適当な業務について、業務委託を推進します。

### 4) 適切な資産管理

#### ①機器の管理

医療機器や備品等の機器については、資産管理システムにより総合的に管理するとともに、医療機器はMEセンターにおいて一元管理し、効率化を図ります。

また、機器の整備更新は多角的視点から検討を行い、計画的な整備に努めます。

※MEセンター・・・

医療機器に関して操作・保守点検・貸出及び修理対応をし、医療機器を効率よく安全に使用できるよう管理する機能

## ②建物・設備等の保全管理

新病院建設から十数年が経過し今後施設の修繕費が増嵩していくことから、平成27年度中に施設の長期保全計画を策定し、当該計画に基づき施設の長命化と効率のよい施設管理を図ります。

## 5) 職員の経営参画意識の向上

病院の経営状況や今後の収支見通しについて、病院や委託企業の職員へ周知し一人ひとりの経営参画意識の向上を図りながら、病院全体及び部門毎の目標管理を行い、経営の健全化を推進します。

## ◆こころの医療センター

### (1) 医療機能の充実と政策医療の推進

「全員参加のチーム医療・連携医療の推進による良質かつ効率的な医療の提供」を指針として、県の精神医療の基幹的病院としてこころの医療センターが担うべき医療の質の向上を図るため、次の事項に取り組みます。

#### 1) 医療機能の充実・強化

##### ①急性期治療体制の確立

急性期にある入院患者さんの早期退院・社会復帰を図るため、短期間に集中的な治療の実施に努めます。

特に、平成21年4月に取得した「精神科救急入院料」を継続して算定するため、引き続き適切な病床運用と施設基準の管理を行います。

##### ②総合リハビリテーション機能の強化

地域移行支援を専門に行う「総合リハビリテーション室」の相談部門、リハビリ部門、デイケア部門の各部門の有機的連携を更に充実させるとともに、地域とのより緊密な連携により退院促進及び地域生活支援の強化を図ります。

##### ③専門的医療の充実

地域、他施設及び他病院では対応困難な患者さんの積極的な受け入れや、県内唯一の児童思春期の病棟における重篤・入院加療が必要な患者さんの受け入れや専門外来等を活かした診療機能の充実を図ります。また、県が実施している子どもの心の診療ネットワーク事業の拠点病院として各圏域の医療体制の強化に努めます。

アルコール依存を含む薬物依存などの専門的医療が提供できるよう検討します。

治療抵抗性の統合失調症に対しクロザピンによる薬物治療に引き続き取り組むほか、難治性のうつ病等に効果が期待されるm-ECT（修正型電気けいれん療法）の導入について検討します。

せん妄と入院を要する認知症への対応や、自殺の可能性の高いうつ病への対応などの医療を提供します。

専門的医療の提供に必要な資格取得と人材育成に努めます。

#### ④精神科救急医療機能の充実

本県の精神科救急医療システムの中心的機能を果たすとともに、精神科救急情報センターとして24時間体制で患者相談等に対応するなど、精神科救急医療の基幹的機能の充実と促進を図ります。また、地域の医療機関と連携し状態の落ち着いた患者さんについて地域の医療機関に転院を行うなど医療機関同士の連携を進めます。

#### ⑤医療観察法への対応

当院は、医療観察法の通院医療機関です。今後とも通院医療機関として医療機能の充実を図ります。

本県には医療観察法の入院医療機関がありません。医療の質の向上のためにも、県の整備方針を踏まえ入院医療機関の具体的な検討を進めます。

#### ⑥災害への対応

大規模災害時の精神保健医療への需要に対応するため、災害派遣精神医療チーム（DPAT）先遣隊の設置準備を進め、専門的な研修・訓練を受けた職員の養成や資機材の整備等を図ります。

相互支援協定を締結している県外6病院との協力体制を引き続き維持し、大規模災害に備えます。

また、当院被災時も病院機能を維持できるよう、医薬品や食糧の備蓄、ライフラインの確保等の体制整備に努めます。

#### ⑦その他の医療機能

個々の患者さんの適切な栄養ケアを行い、医療の質の向上を図るため、NST（栄養サポートチーム）活動を推進します。

## 2) 安全で効率的な医療の提供

### ①効率的な医療の提供とチーム医療の推進

限られた人材や経営資源を最大限に活用し、より良質な医療を提供するため

に、業務の仕組みや方法などを改善し、常に効率的で計画的な医療の提供を目指します。

また、これにより、当院が目指す「全員参加のチーム医療・連携医療の推進」を図ります。

#### ②医療安全体制の充実

医療事故を防止するため、医療安全推進室を中心として組織横断的な体制の充実を図ります。

#### ③包括的暴力防止プログラム（CVPPP）の推進

患者さんから医療従事者への暴力行為などを回避し、安全に患者さんを保護するための組織的な対処方法として「包括的暴力防止プログラム（CVPPP）」の充実を図ります。

#### ④医療機能評価の受審

質の高い医療を効率的に提供し、安全で安心な病院機能を確立するために、（公財）日本医療機能評価機構による医療機能評価の受審についてその効果を踏まえながら検討していきます。

### 3) 患者サービスの向上

#### ①患者対応の向上

精神科固有の特性に配慮しつつ、病院の「主役」である患者さんの立場に立った医療が提供できるように、職員研修等を通じて適切な接遇やコミュニケーション能力等の向上に努めます。

#### ②医療相談体制の充実

患者さんの地域移行支援や退院後のフォローについて、よりきめ細やかに対応するために、病棟担当制や外来窓口の相談業務を強化するなどして医療相談体制の充実を図ります。

#### ③薬剤業務の充実

医薬分業を推進し、これに伴い持参薬確認や服薬指導等、薬剤管理指導業務等を充実させ良質な医療の提供を図ります。

#### ④広報機能の充実

代表的疾患の治療方針や治療実績、政策医療への取組などについて、ホームページ等を通じて広く情報提供を行います。

#### ⑤クレジットカード決済の導入について

患者さんの利便性向上に向け、クレジットカード決済の導入について検討します。

## **(2) 地域医療への支援強化**

### **1) 子どもの心の診療ネットワーク事業拠点病院の取組**

特に児童・思春期、青年期の心の問題に関心が高まり、積極的な対応が社会的要請となっていますが、子どもの心の診療を積極的に行う医師及び専門機関が絶対的に不足している状況です。このような状況を踏まえ、県では平成24年度から当院を拠点病院として関係機関と連携した子どもの心の診療体制を構築する事業を実施しています。当院はこの事業の拠点病院として関係機関への技術援助、情報提供などを積極的に行いながら、ネットワークの構築に努め、重篤・入院加療が必要な場合を除いて各圏域内での対応が可能となるよう取り組みます。

### **2) 地域の精神科医療への支援**

現在実施している隠岐病院への医師派遣や隠岐及び雲南圏域の精神科救急患者の受入れ等、今後とも地域の精神科医療の支援に努めます。

## **(3) 職員の育成・確保**

### **1) 職員の人材確保と研修等の充実**

病院が目指す医療機能のより一層の充実を図るため、医療スタッフの人材確保に取り組むとともに、精神保健指定医研修や認定看護師等に対する資格認定などの各種研修会及び学会・研究会等への積極的な派遣や院内での計画的な研修を行い人材の育成に努めます。

### **2) 勤務環境の改善**

人材確保の観点からも、包括的暴力防止プログラムの取組などによる勤務環境の改善を図るとともに、中央病院敷地内に設置された院内保育所の利用促進を図りながら働きやすい環境の整備を推進していきます。

### **3) 医療従事者の教育・研修機能の充実**

後期研修医の受入は、県内の精神科医師の確保の観点からもきわめて重要であることから後期研修医の確保・養成に努めます。このため、ホームページによる当院の魅力の発信などの情報提供に努めます。

また、医療従事者養成機関と連携し、将来の精神医療を担う学生実習の受入体制の充実を図り積極的な受け入れを行います。

#### (4) 病棟機能のあり方

##### 1) 各病棟の機能のあり方の検討について

平成16年度の「精神保健医療福祉の改革ビジョン」で「入院医療中心から地域生活中心へ」という方向が示され、平成26年度の診療報酬の改定や精神保健福祉法の改正により、その流れは一層加速しています。当院の病床利用率も、移転当初86%程度であったものが、平成25年度には76.4%となり、平成26年度は72%程度と低下してきています。

このような状況の中、精神科急性期治療病棟入院料など新たな施設基準の取得も視野に入れながら、病棟の機能分化や再編を検討し、急性期や重度・慢性患者に対する医療の充実を目指します。

#### (5) 自立的経営の推進

新たな施設基準の取得などによる収益確保や、民間委託などによる経費節減に努めるとともに、経営方針や経営情報の周知などによる職員の主体的な取組を促し、安定した経営基盤の確保を目指します。

##### 1) 収益確保対策

###### ①患者数の確保

地域医療機関との連携や専門外来等医療機能の充実、退院患者さんのフォローなどにより患者数の確保を図ります。

###### ②診療単価の確保

新たな施設基準の取得に努めるとともに、既に取得している施設基準についても、適切な医療を効率的に提供することにより、一定の診療単価の確保に努めます。

###### ③個人の医業未収金にかかる適切な債権管理

診療収入等の滞納について、患者さん個々の特性等に配慮しつつ、発生の防止や解消を図る取組を継続して行います。なお、悪質な未納者に対する法的措置を検討するとともに、真にやむを得ず回収が困難であると認められるものについては、基準を設けて債権を放棄し不納欠損処理を行うなど、適切な債権管理を進めます。

##### 2) 費用節減対策

###### ①経費の節減等

新たに導入したPFI手法による民間ノウハウを活用して経費節減に努めるとともに医療内容や患者サービスの維持向上を図りつつ、業務方法や契約の見直しなどにより無駄を省き効率的な予算執行に努め経費削減努力を継続しま

す。

※P F I 手法・・・

公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法

### ②後発医薬品の導入推進

後発医薬品については、品目毎に普及状況や安全性等の情報を収集し、院内薬事委員会において安全性等を確認したうえで、可能な品目について導入を図っていきます。

### 3) 職員の意識改革

職員の経営参画意識を醸成し、経営の健全化に主体的に取り組むため、経営情報紙の発行などによる職員への経営情報の周知を図るとともに、病院全体及び部門毎の数値目標による管理などを行います。

## 2 病院の運営体制等に関わる取組

### (1) 経営目標

県立病院の役割を果たすため、本計画期間中は次のとおり経営目標を定めます。

#### 1) 中央病院

各年度において純損益の黒字化を目標とし、さらに執行段階での増収・費用節減に努めて単年度資金収支の均衡を目指します。

平成30年度末において45億円の期末現金預金残高を確保します。

#### 2) こころの医療センター

各年度において純損益の黒字化を目標とし、さらに執行段階での増収・費用節減に努めて単年度資金収支の均衡を目指します。

平成30年度末において8億円の期末現預金残高を確保します。

### (2) 定員管理の考え方

医療法により医療に直接かかわる部分の委託が基本的に禁止されていることから、病院事業に要する医師、看護師をはじめとする医療スタッフの総数については、病院の医療機能のあり方によって大きく影響を受けます。

そのため、事務局等を中心に民間委託を積極的に推進するなど、定員の削減に努めながら、県民の医療ニーズを踏まえ、県立病院として必要な医療機能の充実のための医療スタッフを確保し、全体として適切な定員管理を行っていきます。

#### 〈定員削減の取組〉

##### ○PFI事業の導入

■こころの医療センターの運営にPFI事業を導入〈平成19年度〉

##### ○民間委託の推進等

■調理業務の委託

〈こころの医療センター 平成19年度〉

〈中央病院 平成24年度から一部開始

平成25年度から範囲を拡大し

給食業務として委託〉

■施設管理、運転業務及び集金業務の委託

〈中央病院 平成19年度〉

##### ○組織の簡素化、事務の集中等

〈全適化に合わせて平成19年度実施〉

##### ○病院機能の見直し

■病棟再編、病床数の削減

〈こころの医療センター 平成19年度新病院移転時〉

## 〈今後充実すべき医療機能〉

- 中央病院
  - 救命救急センターの体制強化
  - がん医療の充実
  - 周産期医療の充実
  - 臨床研修機能の充実
  - 医療安全体制の強化等
- こころの医療センター
  - 急性期治療体制の充実
  - 総合リハビリテーション機能の強化
  - 専門的医療の充実
  - 精神科救急医療の充実
  - 医療観察法への対応
  - 医療安全体制の強化等

### (3) 適正な給与水準の確保

給与制度については、知事部局の取組方針を基本にしつつ、給与情報を公表することにより、県民との共通理解に立って見直しを行い、適正な給与制度の運用・水準の確保に取り組みます。

### (4) 県民への情報提供

#### 1) 診療に関する情報

県立病院における医療の内容・質について広く県民に理解されるよう、手術件数や救急患者数等の診療実績、手術成績及びがん5年生存率等の臨床指標の状況を積極的に公開します。

また、県民が傷病や診療内容を正しく理解し、医療スタッフとの良好な信頼関係を築くことを目的に、カルテ等診療情報の適切な開示に努めます。

#### 2) 経営状況に関する情報

病院局ホームページにおいて、事業概要、収支状況などの経営状況に関する情報をわかりやすく公開します。

## IV 事業計画

### 1 中期財政収支計画及び中期経営指標

平成29年度以降の収支計画等については、国の医療制度改革や診療報酬改定等の状況及び消費税率引き上げに対する国の措置等を踏まえながら、平成28年度に見直しを行います。

## (1) 中央病院 中期財政収支計画

## 1) 収益的収支

(単位:百万円)

項 目	H25実績	H26見込	H27	H28	H29	H30
医 業 収 益	16,375	16,661	16,750	16,768	16,768	16,768
うち入院収益	11,636	11,764	11,951	11,969	11,969	11,969
うち外来収益	3,843	3,954	3,938	3,938	3,938	3,938
医 業 外 収 益	1,775	2,934	3,110	3,115	2,915	2,949
特 別 利 益	6	34	6	6	6	6
総 収 益	18,155	19,629	19,866	19,889	19,689	19,723
医 業 費 用	18,247	19,180	19,202	18,537	18,845	18,606
うち給与費	8,175	8,270	8,426	8,410	8,552	8,467
うち材料費	4,675	4,913	4,913	4,903	4,994	4,994
うち経費	3,302	3,743	3,609	3,609	3,670	3,670
うち減価償却費	1,945	2,080	2,104	1,465	1,280	1,324
医 業 外 費 用	886	844	903	874	857	841
特 別 損 失	8	3,484	38	38	38	38
総 費 用	19,141	23,508	20,143	19,449	19,739	19,485
経 常 損 益	▲ 986	▲ 429	▲ 244	472	▲ 18	270
純 損 益	▲ 988	▲ 3,879	▲ 277	440	▲ 50	238
償 却 前 損 益	1,094	580	559	616	324	415

注 H29年度以降消費税率10%として積算

注 端数は四捨五入のため計が一致しない場合がある

## 2) 資本的収支

(単位:百万円)

項 目	H25実績	H26見込	H27	H28	H29	H30
企 業 債	1,087	698	985	717	1,802	1,116
一般会計負担金※	1,191	1,224	1,415	1,485	1,346	1,462
そ の 他	115	36	21	0	0	0
資 本 的 収 入	2,393	1,958	2,421	2,202	3,148	2,578
建 設 改 良 費	1,451	1,208	1,006	717	1,802	1,116
企 業 債 償 還 金	2,436	2,507	2,575	2,694	2,354	2,555
そ の 他	1	0	0	0	0	0
資 本 的 支 出	3,887	3,716	3,581	3,410	4,155	3,671
差 引 額	▲ 1,495	▲ 1,757	▲ 1,160	▲ 1,209	▲ 1,008	▲ 1,093

注 端数は四捨五入のため計が一致しない場合がある

※ H25実績:一般会計出資金

## 3) 単年度資金収支

(単位:百万円)

項 目	H25実績	H26見込	H27	H28	H29	H30
総 額	▲ 401	▲ 1,178	▲ 601	▲ 593	▲ 684	▲ 678

## 4) 期末現金預金残高

(単位:百万円)

項 目	H25実績	H26見込	H27	H28	H29	H30
資 金 残 高	8,228	7,050	6,450	5,857	5,174	4,495

## 5) 病院事業債残高

(単位:百万円)

項 目	H25実績	H26見込	H27	H28	H29	H30
総 額	24,839	23,030	21,440	19,463	18,911	17,472

## 6) 設備投資計画

(単位:百万円)

項 目	H25実績	H26見込	H27	H28	H29	H30
設 備 投 資 計 画	1,451	1,208	1,006	717	1,802	1,116

## ※中期財政収支計画の基礎数値

項 目	基 礎 数 値
入 院 収 益	入院患者数は、1日当たり549人(平成26年度見込)、1人1日当たり診療単価は、58,710円(平成26年度見込)に新たな算定を目指す施設基準の増収を加え、平成27年度は59,479円、平成28年度以降は59,733円と見込んでいます。 なお、今後の診療報酬改定率は0.0%として見込んでいます。
外 来 収 益	外来患者数は、1日当たり1,114人(平成26年度見込)、1人1日当たりの診療単価は、14,547円(平成26年度見込)と見込んでいます。 なお、今後の診療報酬改定率は0.0%として見込んでいます。

## (2)中央病院 中期経営指標

項 目	H25実績	H26見込	H30
平均在院日数(一般病棟)(日)	13.5	14.6	14.0未満
紹介率(%)	63.4	60.8	50.0以上
逆紹介率(%)	46.9	76.0	70.0以上
院外処方率(救急外来を除く)(%)	87.3	87.7	85.0以上
経常収支比率(%)	94.9	97.9	101.4以上
医業収支比率(%)	89.7	86.9	89.5以上
給与費対医業収益比率(%)	49.9	49.6	50.5以下
材料費対医業収益比率(%)	28.6	29.5	29.8以下

注 H26の数値は決算見込みベース

注 H26見込以降、平均在院日数、紹介率及び逆紹介率の算定式は変更されている

#### IV 事業計画

##### (3) こころの医療センター 中期財政収支計画

###### 1) 収益的収支

(単位:百万円)

項目	H25実績	H26見込	H27	H28	H29	H30
医業収益	1,417	1,386	1,388	1,384	1,385	1,385
うち入院収益	1,177	1,145	1,148	1,145	1,145	1,145
うち外来収益	180	179	178	177	178	178
医業外収益	769	1,122	1,076	1,069	1,077	1,095
特別利益	9	2	5	5	5	5
総収益	2,195	2,510	2,469	2,458	2,467	2,485
医業費用	2,180	2,307	2,220	2,227	2,250	2,249
うち給与費	1,301	1,342	1,349	1,357	1,363	1,369
うち材料費	111	114	114	114	117	117
うち経費	490	512	494	490	499	499
うち減価償却費	253	258	248	251	256	249
医業外費用	179	237	205	181	181	165
特別損失	8	919	5	5	5	5
総費用	2,367	3,463	2,430	2,413	2,436	2,419
経常損益	▲ 173	▲ 36	39	45	31	66
純損益	▲ 172	▲ 953	39	45	31	66
償却前損益	126	3	98	62	19	3

注 H29年度以降消費税率10%として積算

注 端数は四捨五入のため計が一致しない場合がある

###### 2) 資本的収支

(単位:百万円)

項目	H25実績	H26見込	H27	H28	H29	H30
企業債	99	9	0	78	5	263
一般会計負担金*	248	260	264	274	283	287
その他	13	0	0	0	0	0
資本的収入	360	269	264	352	288	550
建設改良費	116	9	0	90	17	275
企業債償還金	174	196	201	204	218	223
その他	77	77	77	77	77	77
資本的支出	367	282	278	371	312	575
差引額	▲ 7	▲ 13	▲ 14	▲ 19	▲ 24	▲ 25

注 端数は四捨五入のため計が一致しない場合がある

※ H25実績:一般会計出資金

###### 3) 単年度資金収支

(単位:百万円)

項目	H25実績	H26見込	H27	H28	H29	H30
総額	119	▲ 10	84	43	▲ 5	▲ 22

## 4) 期末現金預金残高

(単位:百万円)

項目	H25実績	H26見込	H27	H28	H29	H30
資金残高	1,030	1,020	1,104	1,147	1,142	1,120

## 5) 病院事業債残高

(単位:百万円)

項目	H25実績	H26見込	H27	H28	H29	H30
総額	5,131	4,944	4,743	4,617	4,404	4,444

## 6) 設備投資計画

(単位:百万円)

項目	H25実績	H26見込	H27	H28	H29	H30
設備投資計画	116	9	0	90	17	275

## ※中期財政収支計画の基礎数値

項目	基礎数値
入院収益	入院患者数は、1日当たり175人(平成26年度見込)、1人1日当たりの診療単価は、17,924円(平成26年度見込)と見込んでいます。 なお、今後の診療報酬改定率は0.0%として見込んでいます。
外来収益	外来患者数は、1日当たり102人(平成26年度見込み)、1人1日当たり診療単価は、7,177円(平成26年度見込、薬剤料除き)と見込んでいます。 なお、今後の診療報酬改定率は0.0%として見込んでいます。

## (4)こころの医療センター 中期経営指標

項目	H25実績	H26見込	H30
病床利用率(%)	76.4	72.6	72.6以上
平均在院日数(日)	212.7	229.1	200以内
長期入院(1年以上)患者率(%)	54.6	56.4	50以下
退院率(3か月以内)(%)	70.1	76.5	70以上
新規患者率(急性期病棟)(%)	66.2	66.2	60以上
退院率(急性期病棟)(%)	67.0	62.0	60以上
措置患者等受入率(%)	30.3	37.9	40以上
時間外等診療件数(件)	205	235	180以上
任意入院以外患者構成率(%)	87.1	91.7	60以上
児童思春期新規受診者数(人)	126	132	145以上
経常収支比率(%)	92.6	98.6	100以上
給与費対医業収益比率(%)	91.8	96.8	97以下

注 H26の数値は決算見込みベース

## 2 定員管理に関する計画

### ◆配置計画数

区 分	年 度	中期計画期間			
	H26	H27	H28	H29	H30
本 局	6 ( 6)	7	7	7	7
中央病院	854 (842)	830	830	830	830
こころの医療センター	148 (148)	148	148	148	148
計	1,008 (996)	985	985	985	985

※1 この数値は配置計画による定数を表します。

※2 H26欄の上段は定数、下段（ ）は現員を表します。

※3 この配置計画は、今後の各病院の医療機能の見直し、平成28年度診療報酬改定を踏まえて、平成28年度に見直しを行います。

## V 進行管理

### 1 計画の推進体制

本計画の着実な推進を図るため、病院毎のアクションプランを作成し、進行管理を行います。

また、「県立病院運営会議」において、目標の達成状況や取組の進捗を検証・評価し、計画の着実な達成を目指します。

### 2 計画達成状況の公表時期

(1) 平成27年度～平成28年度の計画 平成29年10月

(2) 平成29年度～平成30年度の計画 平成31年10月

※ 以降、2年毎に公表します。

### 3 計画達成状況の公表方法

県議会や病院局のホームページなどにおいて、事業概要、財務状況、一般会計等の関与、職員定数の状況、職員給与の状況等を公表します。

**島根県病院事業中期計画  
2015**

**島根県病院局**

平成27年3月